

京都市告示第181号

平成24年10月5日京都市告示第267号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成26年7月1日から次のように改めます。

平成26年6月10日

京都市長 門川 大作

「

西野山市営住宅	第4棟	202号及び206号	0.9342
		その他	0.7842

」

を

「

西野山市営住宅	第4棟	202号、206号及び408号	0.9342
		その他	0.7842

」

に、

「

西野山市営住宅	第7棟	202号	0.9342
		その他	0.7842

」

を

「

西野山市営住宅	第7棟	202号、308号及び402号	0.9342
		その他	0.7842

」

に、

「

西野山市営住宅	第 15 棟	201 号及び 203 号	0.9342
		その他	0.7842

」

を

「

西野山市営住宅	第 15 棟	201 号, 203 号及び 404 号	0.9342
		その他	0.7842

」

に,

「

勸修寺北市営住宅	第 1 棟	103 号	0.9321
		その他	0.7821

」

を

「

勸修寺北市営住宅	第 1 棟	103 号, 405 号及び 503 号	0.9321
		その他	0.7821

」

に,

「

川西市営住宅	第 1 棟	511 号	0.9469
		その他	0.7969
	第 2 棟	206 号, 305 号, 502 号	0.9469

		及び 504 号	
		その他	0.7969

」

を

「

川西市営住宅	第 1 棟	402 号, 406 号及び 511 号	0.9469
		その他	0.7969
	第 2 棟	206 号, 305 号, 402 号, 502 号及び 504 号	0.9469
		その他	0.7969

」

に,

「

石田東市営住宅	第 5 棟	107 号, 301 号及び 505 号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田東市営住宅	第 5 棟	107 号, 301 号, 504 号 及び 505 号	0.9304
		その他	0.7804

」

に,

「

石田東市営住宅	第9棟	103号及び104号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

石田東市営住宅	第9棟	103号, 104号及び305号	0.9304
		その他	0.7804

」

に,

石田西市営住宅	第6棟	103号, 306号, 506号 及び507号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

石田西市営住宅	第6棟	103号, 306号, 406号, 506号及び507号	0.9304
		その他	0.7804

」

に,

石田西市営住宅	第9棟	105号及び301号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田西市営住宅	第9棟	105号, 301号及び406号	0.9304
		その他	0.7804

」

に,

「

深草市営住宅	第2棟	103号及び504号	0.9319
		その他	0.7819
	第3棟	107号, 204号及び306号	0.9319
		その他	0.7819

」

を

「

深草市営住宅	第2棟	103号, 303号及び504号	0.9319
		その他	0.7819
	第3棟	107号, 204号, 301号及び306号	0.9319
		その他	0.7819

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)